

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開

《2023年度第4四半期》

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は 支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める 会費一口当たりの金額、 もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は 支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
						公益法人 の区分	国認定、都道府 県認定の区分
該当なし							

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開

《2023年度第3四半期》

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は 支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める 会費一口当たりの金額、 もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は 支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
						公益法人 の区分	国認定、都道府 県認定の区分
該当なし							

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開

《2023年度第2四半期》

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は 支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める 会費一口当たりの金額、 もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は 支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
						公益法人 の区分	国認定、都道府 県認定の区分
該当なし							

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開

《2023年度第1四半期》

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は 支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める 会費一口当たりの金額、 もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は 支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
						公益法人 の区分	国認定、都道府 県認定の区分
公益社団法人 日本証券アナリスト協会	賛助会費(年会費)	100,000	年会費 100,000円 (最低限の金額)	令和5年4月20日	日本証券アナリスト協会は、証券分析技術の向上、普及および証券分析業務に従事する者の育成を図ることにより、証券価格の円滑な形成と証券投資の健全化に資し、もって日本経済の発展に寄与することを目的とした公益社団法人である。 その協会が付与する証券アナリストの資格は、資金運用を行う分野等においては、唯一の公的な資格である。また、当法人においては、中期目標で指示されている「専門性の向上」を図る上で、必要不可欠な存在であるため、その趣旨に賛同し、賛助会員になったところである。 賛助会員になることにより、アナリスト通信教育講座の受講料が割引になるほか、機関誌の無償提供や資産運用に関する最新情報のセミナー・講演会(有料)の内容をインターネット上で視聴(無償)できるなど、メリットを享受できるとともに専門性の向上につながることとなる。	公社	国認定
公益社団法人 日本監査役協会	会費(年会費)	160,000	年会費 100,000円 ※2名以上登録する場合には、2人目から、1人当たり60,000円を加算	令和5年4月28日	日本監査役協会は、監査制度について建議等を行うことで監査役等の監査の実効性を図り、もって我が国企業等の適切な運営に貢献し、国政の健全な運営の確保に資すること、また公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化により国民生活の安定向上に資することを目的とする公益社団法人である。 当法人においては、中期目標で監査委員会の機能強化等を行うための体制を整備し、監査委員会の機能の実効性を向上させることが求められている。 当協会に入会することにより、①監査委員会の職務に必要な法律・会計・監査実務等の研修への参加、②監査委員相互の交流を通じた、監査実務に関する情報共有・意見交換、③監査実務に役立つ最新情報の入手、④監査委員会監査を実施する上で、法律解釈等に疑問が生じたときの相談が可能となり、監査委員会監査の品質向上に資することができる。	公社	国認定
一般社団法人 日本内部監査協会	会費(年会費)	100,000	年会費 100,000円 (最低限の金額)	令和5年5月31日	内部監査の品質を向上させる上で、監査職員を育成することが必要であり、内部監査の遂行に必要な専門的知識・スキルを習得する上で、同協会が提供する情報や研修会等が有効であるため。 主な入会のメリット ①会員向け各種研究会の研修に無料で参加 ②一般向け研修会に割引研修費で参加 ③協会ホームページの会員向けサイトの利用		

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。